

第 8 章

行政

⑧－１【災害救助法】

Q 災害救助法とは何ですか。

A

災害救助法は、災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする法律です。

救助の内容としては、①避難所及び応急仮設住宅の供与、②炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給、③被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与、④医療及び助産、⑤被災者の救出、⑥被災した住宅の応急修理、⑦生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与、⑧学用品の給与、⑨埋葬、⑩死体の搜索及び処理、⑪災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去、が定められています。

このように、災害救助法は、災害直後の応急的な救助を定めた法律であり、避難所、応急仮設住宅、食料・被服等の供給等は、この法律に基づいて行われています。

災害救助法による救助は、①災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合、②多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等に行うものとされています。

災害救助法の現在の運用は内閣府（防災担当）のウェブサイト「防災情報のページ」〈<https://www.bousai.go.jp/index.html>〉に詳しく掲載されており、随時更新されていますので留意してください。また、過去の災害時のノウハウについては中村健人＝岡村正『改訂版 自治体職員のための災害救援法務ハンドブック』（第一法規、2021）に詳しい記述があります。

⑧ー２【応急仮設住宅】

⑧ー２【応急仮設住宅】

Q 応急仮設住宅とは何ですか。

A

応急仮設住宅とは、災害救助法に基づき、住家が全壊等し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住居を確保できない方を対象に、プレハブ住宅等を建築し、又は民間賃貸住宅を借り上げる等して、提供される住宅です。

入居期限は、建築基準法 85 条において、原則 2 年間とされています。

もっとも、大規模な災害（特定非常災害適用等）では、さらに延長される可能性もあります。東日本大震災の際は、2 年経過後、1 年ごとの期間延長措置がとられています。

また、大規模な災害の場合、住家について半壊・大規模半壊の方や、二次災害の危険等から長期間避難が必要となる方についても、応急仮設住宅が提供される可能性があります。

各災害の規模に応じた特別措置については、前掲内閣府ウェブサイト「防災情報のページ」に公表されると思われますので、確認してください。

その他、被災した自治体独自の措置もなされることがありますので、各自治体のウェブサイトを確認するようにしてください。

⑧—3【住宅の応急修理】

Q 災害救助法により住宅の応急修理を受けることができるそうですが、どのような制度ですか。

A

災害により住宅が損壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室・台所・トイレ等日常生活に必要な最小限の部分を応急的に修理する制度です。

準半壊以上の被害を受けた方が対象です。限度額は、準半壊の場合は、1世帯当たり 31 万 8000 円、半壊以上の場合は、1 世帯当たり 65 万 5000 円です（令和 4 年 9 月 9 日現在）。

なお、全壊の場合は、修理によって居住が可能となる場合にのみ、実施されます。

借家の場合、通常は所有者が修理を行うものであり、対象となりませんが、事情により所有者が修理を行わない場合は、対象となりえます。

応急修理は、市町村が窓口となって業者に委託して実施します。そのため、応急修理を検討している場合は、まずはお住まいの市町村窓口相談をしてください。工事代金を精算した後では、応急修理の制度を利用することはできませんので注意が必要です。

⑧ー５【公費解体とは】

⑧ー４【応急修理と他の制度】

Q 住宅の応急修理と応急仮設住宅の併用は可能なのですか。

A

災害発生後は、工事業者の不足等によって、応急修理の修理期間が長期化することが多く、修理完了までの間、避難を継続する必要があります。そこで、応急修理完了までの間、一時的な住まいとして、応急仮設住宅への入居が可能です。この場合は、災害発生時から原則６か月入居できます。なお、応急修理が完了した場合は、速やかに退去することとなります。

現在の運用では、原則として応急仮設住宅に入居する前に、応急修理を利用すると、応急仮設住宅の使用はできません。また、環境省の制度である、住家の公費解体との併用利用もできません。

⑧ー５【公費解体とは】

Q 公費解体とは何ですか。

A

公費解体とは、被災した住家等の所有者の申請に基づき、市町村において解体撤去が必要と判断した場合に、所有者に代わって被災した住家等を市町村が解体・撤去する制度です。環境省が管轄しており、市町村の解体・撤去費用について、国が補助金対象とするものです。

原則として、全壊判定を受けた住家を対象としています。

もっとも、東日本大震災・熊本地震など、近年の大規模災害の際には、全壊

のみならず、半壊の判定を受けた住家等も対象となっています。

公費解体の対象となるか否かについては、各市町村のウェブサイトを確認してください。

⑧－6【罹災証明書とは】

Q 罹災証明書とは何ですか。罹災証明を受けると、何に活用できるのですか。

A

罹災証明書とは、市町村が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって必要とされる家屋等の被害程度について証明するものです。

罹災証明書は、市町村に対し申請し、その後市町村が調査を行って発行されます。

家屋の被害について、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊の6段階で認定がなされます。その認定は、応急仮設住宅（⑧－2）、住宅の応急修理（⑧－3）等、支援の適用基準や、被災者生活再建支援法の支援金、義援金の支給の有無や金額を決める基準にもなりますので、被災者に与える影響は非常に大きいです。

判定は、外観目視のみで行う一次調査、さらに内部の見分を行う二次調査も希望があれば実施されます。判定に不服がある場合には、市町村に再調査を申請することとなります。

⑧－８【被災証明書との違い】

⑧－７【罹災証明書と応急危険度判定】

Q 罹災証明書と応急危険度判定とは違うのですか。

A

違います。応急危険度判定は、余震等によって二次被害が発生しないよう、被災した建築物が応急的な安全性を有しているかどうか、判定するものです。応急危険度判定士により調査が行われると、判定ステッカーが貼られます。判定ステッカーには、危険（赤紙）、要注意（黄紙）、調査済（緑紙）の３種類があり、これによって、応急危険度が表示されます。

応急危険度判定は、罹災証明書の被害認定とは目的が異なりますので、判定結果が必ずしもリンクするわけではありません。

⑧－８【被災証明書との違い】

Q 罹災証明書と被災証明書とは違うのですか。

A

違います。罹災証明書が主に住家の被害程度を証明する災害対策基本法に定められた法的制度であるのに対し、被災証明書は、住家に限らず、物的損害又は人的損害等、被災した事実を証明する自治体独自のものとされているようです。自治体によって被災証明書の書式も異なるようです。

例えば、被災証明書の証明対象としては、土地、塀・門扉など付帯物、備品・家具家財、車、店舗、工場等があげられていることもあります。被災証明書を発行していない自治体もありますので、詳細は各自治体にお尋ねください

い。

⑧—9【被害認定の内容】

Q 罹災証明の被害認定には、どのようなものがありますか。

A

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊の6段階によって認定されます。具体的な認定基準は、内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(令和3年3月改定)〈https://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r303shishin_all.pdf〉等に詳しいですが、これによるとそれぞれの認定基準は次のとおりとされています。

全壊：住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

大規模半壊：居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

中規模半壊：居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床

⑧－10【被害認定の判断基準】

面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。

半壊：住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする

準半壊：住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

一部損壊：準半壊に至らない損害をいう。

その他、内閣府ウェブサイト「防災情報のページ」の「災害に係る住家の被害認定」〈<https://www.bousai.go.jp/taisaku/unyoku.html>〉を参照してください。

⑧－10【被害認定の判断基準】

Q 被害認定がなされる際は、どのような基準で判断されるのですか。

A

被害認定については、前掲内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月改定）などの各種の基準が存在します。

各種の基準は、前掲内閣府ウェブサイト「防災情報のページ」の「災害に係る住家の被害認定」に掲載されていますので、確認してください。

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月改定）では、住家

の被害認定基準として、①地震による被害②水害による被害③風害による被害④液状化等の地盤被害による被害と4つの被害に分けた上で、住家が木造・プレハブか、非木造か区別して判定する等、詳細な判定基準を定めています。

大規模な災害の場合は、迅速に被害認定を行うため、調査方法について別途策定される場合があります。東日本大震災の際は、内閣府によって調査方法について簡略化されたものが策定されました。

そのため、上記内閣府ウェブサイト等を確認するようにしてください。

⑧－11【被災者生活再建支援法とは】

Q 被災者生活再建支援法とは何ですか。

A

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、都道府県が支給する被災者生活再建支援金について定めた法律です。

適用対象となる自然災害については、10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村の区域にかかる当該自然災害等、被災者生活再建支援法2条2号、被災者生活再建支援法施行令1条に定められています。

⑧－12【被災者生活再建支援法の支援金】

⑧－12【被災者生活再建支援法の支援金】

Q 被災者生活再建支援法に基づく支援金の内容と支給対象の概略について教えてください。

A

支援金は、次のいずれかに該当する被災世帯の世帯主に対し、支給されます。

- ① 罹災証明によって、住宅が「全壊」と認定された世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯）
- ④ 罹災証明によって、住宅が「大規模半壊」と認定された世帯
- ⑤ 罹災証明によって、住宅が「中規模半壊」と認定された世帯

支給額は、次の2つの支援金の合計額になります（世帯人数が一人のときは、各該当欄の金額が3／4になります）。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

上記①～③：100万円

上記④：50万円

上記⑤：なし

② 住宅の再建方法等に応じて支給する支援金（加算支援金）

上記①～④：建設・購入の場合 200万円、補修の場合 100万円、民間賃借の場合 50万円

上記⑤：建設・購入の場合 100万円、補修の場合 50万円、民間賃借の場合 25万円

その他は、内閣府「被災者再建支援制度の概要」〈<https://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/pdf/140612gaiyou.pdf>〉等を参照にしてください

い。

また、申請時に必要な手続については、窓口となる自治体のウェブサイトを確認するようにしてください（⑧－17【支援金の申請方法】参照）。

⑧－13【支援金の対象者】

Q 賃借人の居宅が被災した場合も、支援金の支給を受けることができますか。また、所有する空き家や、店舗として使用している建物が被災した場合はどうですか。

A

支援金は、住宅について被災した世帯に支給され、建物の所有権をもっているかどうかは関係ありません。そのため、賃借人であっても支援金の支給を受けることができます。

反対に、所有者であっても、当該家屋に居住していない以上、支援金の支給を受けることはできません。したがって、空き家が被災した場合や、店舗が被災した場合には、支援金の支給を受けることはできません。

⑧-14 【支援金と世帯数の認定】

Q 1 棟の家に、家族が2世帯暮らしていました。生活再建支援法の支援金は、2世帯分支払われるでしょうか。また、2世帯と認められるためには、どういう資料が必要でしょうか。

A

支援金は、世帯単位で支給されます。世帯とは、「社会生活上の単位として、住宅及び生計を一つにするものの集まり又は独立して生計を維持する単身者をいう」とされています。したがって、数世帯が同一家屋に同居している場合で、いずれも生計を一つにしていない場合は、それぞれを世帯として取り扱われます。

その認定方法としては、まず住民票が同一かどうかで判断されます。住民票で同一世帯となっても、電気、水道等が別に契約されている場合には、住宅の構造上も別世帯であると考えられますので、電気、水道等の支払料金の明細等も認定を受けるための資料となります。

被災によって、水道光熱費等の明細等が残っていない場合は、電気、水道等の事業者にも再発行等を求めるなどして資料を取得することが考えられますので、各事業者に問い合わせしてください。

なお、住民票や電気、水道等の契約者でないなど、形式的には世帯主に当たらない場合であっても、個別事情から実質的に世帯主と判断されるべき事案もあります。その場合は、個別事情を裏付ける資料等によって、別世帯であることを示すこととなります。

⑧－15【世帯主以外の申請】

Q 世帯のうち、世帯主以外の者は、支援金の支給を受けることはできないのですか。また、世帯主が誰かはどうやって認定されるのですか。

A

世帯主が支援金の支給を受けることになりますので、他の世帯構成員は支給を受けることができません。

世帯主は、主として当該世帯の生計を維持している者をいいます。世帯主が誰かは、原則として住民票の記載で判断されます。同一家屋に数世帯が同居しているが、電気、水道等の契約が別になっている場合は、その契約者が世帯主と判断される可能性が高いです。

⑧－16【仮り住まいによる加算支援金】

Q 居住していた住宅が全壊したので、友人所有の空き家を借りて住むことになりましたが、加算支援金 50 万円の支給を受けることができますか。また、ホテル住まいをしている場合は、どうでしょうか。

A

賃料が発生していなければ、加算支援金の対象とはなりません。また、ホテル住まいは、恒久的な住まいの再建につながるものではないので、加算支援金の対象とはなりません。

⑧－18 【災害弔慰金等】

⑧－17 【支援金の申請方法】

Q 支援金は、どこで申請すればよいのですか。被災して、遠方に避難している場合、避難先の市町村で申請を行うことができますか。

A

支援金の申請の窓口は、市町村になります。具体的に申請を行う窓口は、各市町村によって異なりますので、事前に問い合わせの上、申請するようにしてください。遠方に避難した場合であっても、原則として被災した市町村で申請することとなります。

大規模災害の場合は、運用が柔軟にされることも考えられますので、各市町村のウェブサイトを確認するようにしてください。

⑧－18 【災害弔慰金等】

Q 災害弔慰金の支給等に関する法律について教えてください。

A

災害弔慰金の支給等に関する法律は、①災害弔慰金、②災害障害見舞金、③災害援護資金について規定しています。

①災害弔慰金は、災害により死亡した者の遺族に対して支給されます。

生計維持者が死亡した場合に 500 万円、その他の者が死亡した場合に 250 万円が支給されます。死亡にかかる災害において、すでに災害障害見舞金の支給を受けていた場合は、その支給額が控除されることとなります。

支給は、市町村が条例に基づいて行います。

支給対象となる遺族の範囲は、①死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く）、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥死亡した者の死亡当時、その者と同じ居し又は生計を同じくしていた兄弟姉妹（ただし、①～⑤のいずれもが存在しない場合に限る）です。

支給の順位については、各市町村の条例を確認してください。

災害弔慰金は、「災害により死亡した者」に支給されます。災害によって直接に亡くなった方がこれに該当することは明白ですが、それだけではなく、避難生活によって体調を崩して亡くなった方についても、死亡と災害との因果関係が認められれば、震災関連死として災害弔慰金の支給対象になりえます。

②災害障害見舞金は、災害により精神又は身体に著しい障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者に対し、その者が生計維持者の場合は250万円、その他の場合は125万円が支給されます。

③災害援護資金は、災害により負傷又は住居・家財に被害を受けた世帯の世帯主に対して、貸付がなされるものです。貸付額の上限は、被災状況によって変わりますが、最大350万円です。家財の3分の1の損害でも150万円まで借入れが可能となりますので、被害が小さい世帯であっても、借入れ対象となります。

なお、世帯人員当たりの市町村民税における前年の総所得金額に基づく、所得制限がありますので、注意してください。

大規模災害の場合は、償還期間と据置期間の延長、据置期間経過後の利率の引き下げ、償還免除の拡大等の特例措置がなされることもあります。

⑧-20【支援金等に対する差押え】

⑧-19【支援金等の用途】

Q 被災者生活再建支援金は、どのような用途に使ってもよいのですか。義援金、災害弔慰金等についてはどうでしょうか。

A

支給された支援金には、用途の制限はありません。義援金等も同様に、用途の制限はありません。

⑧-20【支援金等に対する差押え】

Q 被災者生活再建支援金が差し押えられることはありますか。義援金、災害弔慰金等についてはどうでしょうか。

A

義援金については、自然災害の義援金を災害規模の大小を問わず、差押禁止にする一般法である、自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律によって、差押えが禁止されています。

同法は、保護の対象となる「自然災害義援金」について、自然災害の被災者等の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として都道府県又は市町村が一定の配分の基準に従って被災者等に交付する金銭と定義しています。

また、「自然災害」については、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じた被害をいう。」としています。

災害の種類が「自然災害」に限定されてはいるものの、災害の規模については限定されていませんので、災害規模の大小を問わずに、全ての義援金が保護の対象となっています。

支援金、災害弔慰金については、東日本大震災の後に法改正があり、差押禁止財産になっていますので、全額が保護対象になっています（④－24【生活再建支援金・義援金と破産手続】参照）。

⑧－21【許認可の期限特定非常災害特別措置法】

Q 事業場の許認可の期限延長等の特別措置について教えてください。

A

大規模災害において、政府が著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図るために措置を講ずることが特に必要と認められるものと判断し、政令で指定された場合には、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（特定非常災害特別措置法）が適用されます。

特別措置としては、以下の事項があり、必要な措置が選択され、区域及び期間とともに政令で指定されます。

- ① 運転免許のような許認可等の存続期間（有効期間）の延長
- ② 事業報告書の提出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限の設定
- ③ 債権者側からの債務超過を理由とする法人に係る破産手続開始の決定留保
- ④ 相続放棄等の熟慮期間（相続開始を知ってから3か月）が延長（最大1年）
- ⑤ 民事調停の申立手数料の免除
- ⑥ 応急仮設住宅の存続期間（建築基準法により原則2年以内）のさらに1年

⑧-22 【生活保護に関する通達等】

の延長、仮設建築物の存続期間（景観法により原則2年以内）のさらに1年の延長

そのため、特定非常災害に指定された場合には、運転免許のような許認可等について、有効期間が一定程度延長されるなどの措置が講じられることがあります。具体的には、前掲内閣府ウェブサイト「防災情報のページ」のほか、管轄している各省庁ウェブサイトを確認してください。これまでは、総務省のウェブサイトでまとめの一覧表が公開される運用がとられています。

⑧-22 【生活保護に関する通達等】

Q 災害によって収入が途絶えた場合の生活保護申請について教えてください。

A

通常の申請と大きく異ならないと考えられ、基本的な運用は、厚生労働省ウェブサイト「生活保護制度」〈https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuuhogo/index.html〉を確認してください。

大規模災害の際には、被災者の生活保護の取扱いについて、指針や通達が定められると思われます。各指針・通達については、上記厚生労働省ウェブサイトのほか、前掲内閣府ウェブサイト「防災情報のページ」を確認してください。

⑧—23 【避難先での生活保護】

Q 避難先で生活保護の申請ができますか。

A

生活保護は、原則として居住している自治体に申請を行います。そのため、避難先でも申請することができます。なお、大規模災害の場合は、避難先での生活保護申請等について、指針や通達が定められることがあります。前掲厚生労働省ウェブサイト「生活保護制度」を確認してください。

⑧—24 【生活保護と資産の認定】

Q 居住地に不動産等の資産を残して避難した場合、生活保護を受けることができますか。

A

原則として、居住している不動産以外の不動産を所有している場合は、生活保護を受給することはできません。

もっとも、大規模災害の場合、所有不動産が被災して居住できる状態ではなく、かつ当該不動産の売却等を即時に行うことが難しいことが容易に想像されます。そういった場合、憲法上の人権である生存権を保障するための生活保護法の理念からすれば、生活保護を受給することは、可能と考えます。なお、大規模災害の場合、生活保護申請について指針や通達が定められることがあります。前掲厚生労働省ウェブサイト「生活保護制度」を確認してください。

⑧-26【戸籍の消失】

⑧-25【義援金等の受領と生活保護】

Q 第1次義援金、災害弔慰金、保証金、見舞金等を受領した場合、生活保護の収入認定においてどのように考慮されますか。

A

近時の大規模災害においては、厚生労働省の指針や通達等によって、第一次義援金、災害弔慰金、保証金、見舞金等について、収入認定の範囲を狭くする運用がされています。そのため、大規模災害の場合、同様の指針や通達が定められることがあります。前掲厚生労働省ウェブサイト「生活保護制度」を確認してください。

⑧-26【戸籍の消失】

Q 災害により役所管理の戸籍がなくなったと聞きましたが、再製できるのですか。

A

市町村に保存されている戸籍の正本が滅失しても、管轄法務局で保存されている副本が残っていれば再製が可能です。

⑧—27【被災者向けの支援制度】

Q 被災者向けの支援制度はどのように調べたらよいか教えてください。

A

内閣府「被災者支援に関する各種制度の概要（令和4年7月1日現在）」
〈https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/kakusyuseido_tsuujuu.pdf〉において、各融資制度や支援制度が紹介されています。

その他、各自治体による独自の支援制度（生活資金の貸付、利子補給制度等）や、各自治体の義援金、日本赤十字社の義援金があります。

日本赤十字社に寄せられた義援金については、義援金配分割合決定委員会が決定した基準に基づいて、各被災都道府県を通じて、配分されます。

各自治体等からの義援金、その他支援制度については、各自治体のウェブサイトを確認してください。

なお、日本赤十字社の義援金、各自治体からの義援金いずれも申請が必要となりますので、注意してください。

被災者向けの支援制度についてまとめた一般向けのコンテンツは決して多くはありませんが、被災者が受けることができる支援をわかりやすくまとめたハンドブックとして、岡本正『被災したあなたを助けるお金とくらしの話（増補版）』（弘文堂、2021）などがあります。

